法務速報(第167号/2015年4月28日)

公益財団法人 日弁連法務研究財団

(本号の目次)
1.法律雑誌等に掲載された主な判例
2.平成27年(2015年)3月22日までに成立した,もしくは公布された法律
3.3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4.3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5.発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) *「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)
【1】Xは,証券会社Yが販売する日経平均株価をベースにした仕組債を購入し損失を被ったため,Yを適合性原則違反及び説明義務違反を理由に損害賠償を求めた事案。顧客は仕組債について日経平均株価という容易に把握し得る指数動向から判断できた等として請求を棄却(平成25年12月12日東京高裁平成25年(ネ)第4653号)
【2】同族企業の非公開会社の株式につき遺産分割により法定相続分に応じ各相続人に取得させるべきか当該企業を承継する相続人に単独取得させるべきかが問題となった事案。前者を是とした原審に対し当該企業を承継する相続人が抗告したところ単独取得が相当とされた(平成26年3月20日東京高裁平成26年(ラ)第278号)
【3】介護付入所施設を運営する一般社団法人Xは入所中に死亡した被相続人の相続につき自らを特別縁故者に当たるとしてその相続財産の分与を申立てた事案。原審はXの主張を退けたためXが即時抗告,本審は被相続人の療養看護に努めた等の事実を認め原審を取消した(平成26年9月5日高松高裁平成26年(ラ)第92号)
【4】マンションの管理組合が,区分所有者である被告が暴力団組長であり本件専有部分を組事務所として使用したとして区分所有法に基づく競売請求をした事案。専有部分は相当期間空き室で暴力団の活動に利用される具体的可能性は求められないとして同請求を棄却(平成25年1月23日東京地裁平成22年(ワ)第47228号)
【5】適格消費者団体が消費者契約法に基づき婚礼披露宴等企画運営会社のキャンセル料条項の差止を求めた事案。キャンセル料条項は消費者契約法9条1号の規制対象となり平均的損害には逸失利益が含まれ,キャンセル料は平均的損害の額を超えないとして請求を棄却(平成26年8月7日京都地裁平成23年(ワ)第3425号)
【6】米軍基地勤務の軍属が自己所有車による通勤途中に交通事故を起こし被害者が死亡。遺族が軍属個人に自賠法3条に基づき,国に対しては地位協定等に基づき損害賠償を請求した事案。国に対し約3400万円の賠償を命じたが,軍属個人に対する請求は棄却された(平成26年9月12日山口地裁岩国支部平成24年(ワ)第69号)
【7】幼稚園での園児虐待を当該幼稚園,職員をイニシアルを使って報じた週刊誌記事が名誉棄損に当たるとして幼稚園,同職員が出版社に損賠賠償,謝罪広告掲載等を請求した事案。イニシアルでも該当者を特定できるとして名誉棄損の不法行為を認め請求額の一部を認容(平成26年9月26日東京地裁平成25年(ワ)第6702号)
(商事法)
【8】非上場会社が株主以外の者に新株を発行するに際し客観的資料に基づく一応合理的な算定方法によって発行価額が決定されていたといえる場合にはその発行価額は特別の事情のない限り商法280条ノ2第2項にいう「特ニ有利ナル発行価額」には当たらないとした(平成27年2月19日最高裁平成25年(受)第1080号)
【9】共有株式につき会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いて当該株式についての権利が行使された場合,当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは株式会社が同条ただし書の同意をしても当該権利の行使は適法とはならないと判示(平成27年2月19日最高裁平成25年(受)第650号)
【10】控訴人は利付国庫債券をA銀行を通じて買付け,その償還期限前にA銀行に他の口座管理機関への振替申請したがAは拒否。このため本件国債の発行者(被控訴人・財務省)に国債の額面金額の支払を求めたが,財務省に対する直接の権利はないとして棄却された事例(平成24年11月14日広島高裁松江支部平成23年(ネ)第105号)
(知的財産)
【11】原告が第25類の服,ガーター等を指定商品とし,葛飾北斎に関わる漢字,落款,図形からなる商標に係る拒絶査定不服審判請求について,本願商標は商標法4条1項7号に該当するものではないとして,特許庁がなした請求不成立審決が取消された(平成24年11月7日知財高裁平成24年(行ケ)第10222号)
【12】義歯等に用いる人工歯(前歯)に関して,特許庁が公知意匠に類似することを理由に意匠登録出願拒絶査定の不

服審判請求を成り立たないとしたため,原告がその取消しを求めた事案。本願意匠と引用意匠は類似していないと判断して審決を取消した(平成24年11月26日知財高裁平成24年(行ケ)第10105号,平成24年(行ケ)第10106号,平成24年(行ケ)第10107号,平成24年(行ケ)第10108号,平成24年(行ケ)第10109号,平成24年(行ケ)第10110号)

【13】指定商品を第5類「スプレー式の薬剤」とする図形からなる商標登録出願の拒絶査定不服審判請求が成り立たないとする審決について,原告がその取消しを求めた事案。自他商品の識別力を欠き,商標としての機能を果たし得ない等として原告請求を棄却(平成25年1月10日知財高裁平成24年(行ケ)第10323号)

【14】本件出願の願書に発明者の一人として記載されている控訴人が本件発明は控訴人の単独発明であると主張して本件出願の出願人である被控訴人会社にその旨の確認並びに発明者名誉権侵害の不法行為に基づく慰謝料150万円の支払を求めたが同請求が棄却された事例(平成27年3月11日知財高裁平成26年(ネ)第10099号)

(民事手続)

【15】X1社,X2社はY社を相手に損害賠償請求訴訟を提起したが請求が棄却され控訴。控訴審の係属中に,訴訟手続が受継されないままYの破産手続廃止決定が確定。受訴裁判所はY社は法人格が消滅したものと認め中断していた訴訟手続は当然に終了したものとした(平成26年5月30日大阪高裁平成18年(ネ)第152号)

【16】弁護士Y1およびY2はB社の代理人として破産申立てを行ったが,その前日になされたB社の取締役,従業員に対する退職金等の支払について,Y1・Y2の共同不法行為を認め,Y1・Y2の報酬についても一部が否認された事例(平成26年8月22日東京地裁平成24年(ワ)第16147号)

(刑事法)

【17】被告人は個室ビデオ店に入店し,自殺を図ろうとして同店舗に放火,全焼させ客16名を急性一酸化炭素中毒等により死亡させるなどしたとして現住建造物等放火,殺人の罪などで起訴。第1審判決は被告人を死刑に処し原判決もこれを維持,上告も棄却された(平成26年3月6日最高裁平成23年(あ)第1517号)

【18】対立する暴力団の幹部を殺害する目的で数度に渡り拳銃等を使って襲撃,一般人3名を巻き添えにして死亡させるなどした他,襲撃命令に従わなくなった組員を入院中に射殺するなどした事件。第一審は被告人を死刑に処し,原判決はこれを維持,上告は棄却された(平成26年3月14日最高裁平成21年(あ)第2058号)

【19】被告人は指定最高速度を超過し60㎞毎時で車を運転したとして罰金6万円の略式命令が確定したが,検事総長が非常上告を申し立てた。本件違反場所は最高速度の指定がなく法定最高速度(60㎞毎時)適用道路だったとして原略式命令は法令に違反し被告人は無罪とされた(平成26年4月15日最高裁平成25年(さ)第10号)

【20】反則行為に当たる速度違反を,通告・納付期間の経過等の手続なくして行われた略式命令の確定について,検事総長が非常上告し,公訴が棄却された事例(平成26年4月15日最高裁平成25年(さ)第5号)

【21】申立人は窃盗被告事件について名古屋高等裁判所金沢支部がした第1審及び控訴審の各訴訟費用負担の裁判並びに当裁判所がした上告審の訴訟費用負担の裁判の執行に関し刑訴法502条による異議申立てをしたが同申立てが棄却された事例(平成27年2月23日最高裁平成26年(す)第765号)

【22】申立人の上告取下げに伴い裁判所がした訴訟終了宣言の決定に対し,申立人が不服申立てをした事案。終審である最高裁判所がした訴訟終了宣言の決定に対しては不服申立てをすることが許されないから本件申立ては不適法であるとして同申立てが棄却された事例(平成27年2月24日最高裁平成27年(す)第109号)

【23】被告人は殺人被告事件,強盗殺人事件等被告事件,保険金殺人被告事件で起訴され裁判所は区分審理決定をなし全体の量刑として無期懲役を言渡した。弁護人は区分審理制度は公平な裁判所の裁判を定めた憲法37条1項に違反するとして上告したが棄却された(平成27年3月10日最高裁平成25年(あ)第755号)

【24】被告人らが第三者に無断譲渡する意図を秘して携帯電話機を購入した際,当該販売店店長がその意図に薄々感づいていたとの疑いを払拭できず,錯誤とするには合理的疑いが残るとしても,被告人らの行為は欺罔行為に当たるとして詐欺未遂罪の成立を肯定した事例(平成24年12月13日東京高裁平成24年(う)第1021号)

【25】覚醒剤密売事件の情報提供者だった被告人が情報を得るためにAに接触したところAからけん銃を突き付けられて覚醒剤の使用を強要され,やむを得ず覚醒剤を使用したとの供述に信用性を認め,被告の行為を緊急避難として原審判決を破棄し無罪とした事例(平成24年12月18日東京高裁平成24年(う)第1750号)

【26】部下が証拠隠滅罪を犯したことを覚知した地方検察庁幹部検察官2人が,共同して上司や上級庁に対しては部下への嫌疑を抱かせないための工作を行い,内部及び部下検察官らには捜査に向けた動きを封じる工作を行ったことは犯人隠避罪に該当するとされた事例(平成25年9月25日大阪高裁平成24年(う)第784号)

【27】拘置所に収容中のXが摂食拒否を続けていたため拘置所常勤医師がカテーテルを挿入して強制的に栄養を補給する措置を講じた。Xはこれを違法として国に対し安全配慮義務違反による慰謝料の支払いを求め,慰謝料50万円の支払が認容された(平成26年1月23日大阪高裁平成25年(ネ)第1317号)

(公法)

【28】行政手続法12条1項により処分基準に先行の処分を受けたことを理由に後行の処分の量定を加重する旨の定めがある場合,先行処分の効果が期間の経過によりなくなった後における当該処分の取消しを求める訴えの利益の存否について,訴えの利益は認められると判示(平成27年3月3日最高裁平成26年(行ヒ)第225号)

【29】公害紛争処理法26条1項に基づく調停において,調停委員会が第1回調停期日で調停を打ち切るなどした措置が,その裁量権の範囲を逸脱したものとはいえず,国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないとされた事例(平成27年3月5日最高裁平成25年(受)第1436号)

【30】競馬の当たり馬券の払戻金が所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たるとされ,競馬の外れ馬券の購入代金について雑所得である当たり馬券の払戻金から所得税法上の必要経費として控除することができるとされた事例(平成27年3月10日最高裁平成26年(あ)第948号)

【31】国籍法12条は,その立法目的には合理的な根拠があり,かつこれによる国籍の区別は立法目的との関連では不合理ではなく憲法14条に照らし合憲であると判示(平成27年3月10日最高裁平成25年(行ツ)第230号)

(社会法)

【32】Yの男性管理職Xらがそれぞれ部下の女性従業員に対してセクハラを行ったとして,Yから出勤停止の懲戒処分を受け,下位の職務等級に降格されたことから,XらがYに対し処分無効,地位確認等を求めた事案。懲戒権の濫用には当たらないとされ請求は棄却された(平成27年2月26日最高裁平成26年(受)第1310号)

【33】不法行為により死亡した被害者の相続人が労災保険法に基づく遺族補償年金の支給を受けるなどしたときは,特段の事情のない限りそのてん補の対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものとして損益相殺的な調整をすべきであると判示(平成27年3月4日最高裁平成24年(受)第1478号)

【34】私立大学大学院の教授(原告)に就業規則上の定年延長の規定が適用されず,定年退職の扱いとなったことについて,定年延長の必要性,原告の貢献度の評価は合理的であるとして,原告に対する退職扱いを違法ではないとした事例(平成26年3月24日京都地裁平成25年(ワ)第995号)

【35】第三者製品の販売につき被告が運営するパテントプールに属する特許権に基づき,同特許権を保有する者が差止請求権を有する旨を告知することが不競法違反(虚偽の事実の告知)に当たるかが争点になり,不競法2条1項14号の不正競争に該当すると判断された事例(平成27年2月18日東京地裁平成25年(ワ)第21383号)

【36】原告が被告の有する特許権を侵害したとしてその差止及び損害賠償を求めた先行訴訟を提起,被告のウェブサイト上にその旨のプレスリリースを掲載。この掲載が不正競争防止法に該当し先行訴訟の提起は違法として損害賠償の支払を求めその一部が認容された事例(平成27年2月19日大阪地裁平成25年(ネ)第10095号)

(その他)

【37】弁護士会からの照会を受け,被告である税理士が代表社員を務める税理士法人が原告の確定申告書及び総勘定元帳の各写しを回答したことにつき原告がプライバシー権の侵害として慰謝料請求をした事案。原告の請求を棄却した原判決を変更し原告の請求を一部認容(平成26年8月28日大阪高裁平成25年(ネ)第3473号)

1.法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1)東京高判平成25年12月12日 金法2012号94頁

平成25年(ネ)第4653号 損害賠償請求控訴事件(原判決一部取消・取消部分につき請求棄却,Xの控訴棄却)
　Xは,昭和28年生まれの専業主婦であり,平成15年以降,証券会社Yにおいて株式および投資信託の売買を行っていた。Xは,その夫とともに,高知市の都市計画により共有建物を取り壊さなければならなくなったことから補償金が入ることになり,実姉から振り込まれた合計2500万円を合わせて,後述のEKO債の購入資金に充てた。Xは,Yにおいて,EKO債(高率のクーポンが得られるものの,対象株式10銘柄の株価変動に応じて満期償還価格が毀損するリスクのある仕組債)5000万円およびトリガー付きパワーデュアルカレンシー債(利率が豪ドル/円の為替レートに応じて変動し,年限30年であるものの,豪ドル/円の為替レートがトリガー以上の円安になった場合には円額面100%で早期償還される仕組債)5000万円分を購入しており,これらを途中売却して売却益を得ていた。Y担当者は,平成19年6月5日,Xに対して,日経平均リンク債(本件仕組債)を提案し,満期償還価格は,日経平均株価がノックイン価格を下回り,かつ,満期償還価格決定時に条件決定時の日経平均株価を下回った場合には日経平均株価の下落率の2倍の割合で元本に損失が生じること,クーポンについては日経平均株価によって定まることについて具体的数字を挙げて説明し,早期償還される場合には元本の105.2%が償還されることを説明したところ,Xは,早期償還により利益が見込まれると判断し,額面5000万円分を購入することにした。その後,本件仕組債はノックインし,平成23年6月24日に277万50円で満期償還され,Xには利金を控除した4707万5146円の損失が生じた。本件は,Xが,Y担当者に適合性原則違反および説明義務違反による不法行為が成立するとして,Yに対し,使用者責任に基づく損害賠償を求める事案である。
　本判決は,本件仕組債については,顧客は日経平均株価という容易に把握し得る指数の動向の見通しについて判断すれば足りるのであり,その判断は,他のオプション取引ほどには困難なものとはいい難い,早期償還条項,利率および満期償還額の決定方法等の特徴については,その内容自体は明確であって,通常の投資経験を有する者にとっては理解できないものではないなどと判示し,その上で,不確実なヒストリカルデータやモンテカルロシミュレーションに基づくリスク評価について顧客が理解していなければ適合性原則に反するとはおよそ認め難いとして,本件仕組債の勧誘は,Xの知識,経験および財産の状況に照らして不適当な勧誘と認めることはできず,適合性原則に反するということはできない旨判示した。また,Xは,本件仕組債の内容について具体的数字を挙げて説明され,ノックイン価格の意味やレバレッジの計算方法を理解していたのであるから,説明義務違反があったとは認められない旨判示した。

(2)東京高決平成26年3月20日 判例時報2244号21頁

平成26年(ラ)第278号 遺産分割審判に対する抗告事件(変更(確定))
　本件は,同族企業の非公開会社の株式について,遺産分割により法定相続分に応じて各相続人に取得させるのが相当か,それとも当該企業を承継すると考えられる相続人の一人に単独取得させるべきか否かが問題となった事案であり,原審は,本件株式について,法定相続分に応じて各相続人に取得させるのが相当であると判断したため,当該企業を承継する相続人らが抗告をしたというものである。
　抗告審は,当該企業が,非公開会社であり,その株式を譲渡により取得するにはその承認を要するとして,株式の譲渡制限を設けており,典型的な同族会社で,その経営規模からすれば,経営の安定のためには,株主の分散を避けることが望ましいという事情があり,また,会社法174条が,株式会社はその譲渡制限株式を取得した者に対して自社に当該株式を売り渡すことを請求できる旨を定款で定めることができ,中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律が,旧代表者の推定相続人は,そのうちの一人が後継者である場合には,その全員の合意をもって,書面により当該後継者が当該旧代表者からの贈与等により取得した株式等の全部又は一部について,その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意し,家庭裁判所の許可を得た場合には,上記合意に係る株式等の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないものとすると規定している(同法4条1項1号,同法8条1項及び同法9条1項)ことなどから,このような事情は,民法906条所定の「遺産に属する物又は権利の種類及び性質」「その他一切の事情」に当たるというべきであるから,本件においても,これを考慮して,遺産を分割するのが相当であり,本件株式については,当該企業を承継すると考えられる相続人の一人に単独取得させるべきであり,他の相続人らに対しては代償金を支払うべきであると判断した。

(3)高松高決平成26年9月5日 金法2012号88頁

平成26年(ラ)第92号 特別縁故者に対する相続財産分与申立却下審判に対する即時抗告事件(原審判取消・申立認容)
　一般社団法人Xは,労働災害による被災労働者に対する援助を行うことなどを目的に設立され,厚生労働省から委託を受けて国内数カ所で介護付き入所施設を運営している。本件は,Xが,Xの運営する施設に入所中に死亡した被相続

人の相続につき,Xが被相続人の療養看護に努めるなどしたから特別縁故者に当たると主張して,その相続財産の全部の分与を申し立てた事案である。原審判は,上記施設が被相続人に対してした日常生活上の介護または介助は,被控訴人の支払う料金と対価関係にあるものであって,施設と入居者との関係を超えた特別なものであったとは認められないとして,民法958条の3が定める「被相続人と特別の縁故があった者」には当たらないと判断したところ,Xが即時抗告した。

本決定は,被相続人にその親族との交流がなく,上記施設では,被相続人を適宜買物やレクリエーション行事に連れ出すなどしたほか,介護に関する被相続人独特のサービスの要求や無理な注文にも職員が辛抱強く対応したこと,また,被相続人の実母が死亡した際に,被相続人の求めに応じて葬儀や納骨,相続に関する手続について便宜を図ったことがあったなどの事実を認定し,こうした対応により被相続人も上記施設でほぼ満足できる生活状況であったと認めるとともに,Xが被相続人の費用によりその葬儀を執り行って永代供養の手続をとったことなどの事実も認定して,これらの各事実によれば,Xが被相続人の療養看護に努めた者として「被相続人と特別の縁故があった者」に当たると認められるとして,原審判を取り消した。

(4)東京地判平成25年1月23日 判例タイムズ1408号375頁

平成22年(ワ)第47228号　区分所有権競売等請求事件(請求棄却,控訴)

区分所有建物(本件マンション)の管理組合の管理者(原告)が,本件マンションの居室(本件専有部分)の区分所有者である被告に対し,被告が暴力団組長であり,本件専有部分を組事務所として使用させたとして,建物の区分所有等に関する法律59条1項に基づき,本件専有部分に係る区分所有権等の競売等を請求した事案において,本判決は,被告が本件専有部分を暴力団組事務所として使用させたことは,区分所有法6条1項に規定する共同利益背反行為に該当すると認定したが,区分所有法59条1項に基づく競売請求については,本件専有部分は,相当期間空室であり,これが暴力団による活動に利用される具体的可能性は認められないから,本件口頭弁論終結時において,被告の共同利益背反行為による区分所有者の共同生活上の障害が著しいとまで認めるに足る事情はないとして,当該請求を棄却した。

(5)京都地判平成26年8月7日　判例時報2242号107頁

平成23年(ワ)3425号 結婚式場解約金条項使用差止等請求事件(棄却(控訴))

本件は適格消費者団体であるNPO法人Xが消費者契約法12条3項に基づき婚礼披露宴等企画運営会社Yに対しキャンセル料条項を内容とする意思表示の差止め,契約書用紙の破棄等を請求した事案である。

本判決はキャンセル料条項は全体が契約解除に伴う損害賠償の額を予定し,又は違約金を定めたものとみるのが自然であり,大学入学金のような地位を取得する対価の性質を有しない等とし,消費者契約法9条1号の規制対象となるとし,消費者契約法9条1号の規定は民法の債務不履行の損害賠償の場合と別異に解する理由がないこと等から同法9条1号の平均的損害には逸失利益が含まれるとした上,本件キャンセル料の各項目を検討し,本件キャンセル料は平均的損害の額を超えないとして同法9条1号により無効とはいえないとして請求を棄却した。

(6)山口地裁岩国支部判平成26年9月12日 判例時報2243号76頁

平成24年(ワ)第69号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

米軍岩国基地に勤務する米軍構成員又は被用者(軍属)が,自己所有自動車を運転して岩国基地内の職場に通勤している途中に起こした交通事故につき,被害者が頭蓋骨骨折等により死亡したため,その遺族が,軍属個人に対し自動車損害賠償保障法(自賠法)3条に基づき,国に対し日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法1条に基づき,損賠賠償を請求した事案において,国のみの責任を認め(国に責任があること自体は当事者間に争いがなく,損害額のみが争われた),国に対し約3400万円の賠償を命じたが,公権力の行使に当たる国の公務員がその職務を行うにつき違法に他人に損害を与えた場合に当該公務員個人が責任を負わないのと同様に,民事特別法1条の場合も国のみが賠償の責に任ずるのであって,米軍構成員又は被用者(軍属)個人は責を負わないものと解するのが相当だと判示し,軍属個人に対する請求を棄却した事例。

(7)東京地判平成26年9月26日　判例時報2244号55頁

平成25年(ワ)第6702号 損害賠償等請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

本件は,週刊誌において,ある幼稚園で園児がその職員に虐待を受けたという記事が,幼稚園及び当該幼稚園の職員がイニシアルで掲載されたところ(それぞれ「T幼稚園」,「H先生」として掲載された),記事に掲載された幼稚園及び職員が,当該週刊誌を発行した出版社に対し,イニシアルで記載されたとしても特定され,記事が名誉棄損に該当するとして,損害賠償請求と謝罪広告の掲載を請求し,損害として,警備委託費用相当額,入園辞退に伴う返戻金及び保育料相当額,将来の入園者減少に伴う保育料相当額等を主張したという事案である。

本判決は,まず,イニシアルを付した記事が,幼稚園及び当該幼稚園の職員を特定するとした上,記事の内容は,社会的評価を低下させ,詳細な事実認定により記事内容が真実であるとは言えず,取材が十分にされたとは言い難く,出版社が真実であると信ずるにつき相当な理由があったということはできないとして,名誉棄損の不法行為を肯定し,幼稚園の損害として,警備委託費用相当額106万1550円,入園辞退者に対する返還金相当額45万8000円,平成26年度の定員割れに係る入園金相当額200万円及び弁護士費用35万円の範囲で相当因果関係を認め,当該幼稚園の職員の損害として,慰謝料150万円及び弁護士費用15万円を認め,原告らの損害賠償請求を一部認容し,その余の請求を棄却した。

【商事法】

(8)最一判平成27年2月19日 最高裁HP
平成25年(受)第1080号　損害賠償請求事件(破棄自判)
判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/873/084873_hanrei.pdf
(裁判要旨)
　非上場会社が株主以外の者に新株を発行するに際し,客観的資料に基づく一応合理的な算定方法によって発行価額が決定されていたといえる場合には,その発行価額は,特別の事情のない限り,商法(平成17年法律第87号による改正前のもの)280条ノ2第2項にいう「特ニ有利ナル発行価額」には当たらないと解するのが相当である。
(理由)
　非上場会社の株価の算定については,簿価純資産法,時価純資産法,配当還元法,収益還元法,DCF法,類似会社比準法など様々な評価手法が存在しているのであって,どのような場合にどの評価手法を用いるべきかについて明確な判断基準が確立されているというわけではない。また,個々の評価手法においても,将来の収益,フリーキャッシュフロー等の予測値や,還元率,割引率等の数値,類似会社の範囲など,ある程度の幅のある判断要素が含まれていることが少なくない。株価の算定に関する上記のような状況に鑑みると,取締役会が,新株発行当時,客観的資料に基づく一応合理的な算定方法によって発行価額を決定していたにもかかわらず,裁判所が,事後的に,他の評価手法を用いたり,異なる予測値等を採用したりするなどして,改めて株価の算定を行った上,その算定結果と現実の発行価額とを比較して「特ニ有利ナル発行価額」に当たるか否かを判断するのは,取締役らの予測可能性を害することともなり,相当ではないというべきである。

(9)最一判平成27年2月19日 最高裁HP
平成25年(受)第650号 株主総会決議取消請求事件(棄却)
判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/875/084875_hanrei.pdf
1 共有に属する株式について会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において,当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは,株式会社が同条ただし書の同意をしても,当該権利の行使は,適法となるものではないと解するのが相当である。
(理由)
　会社法106条本文は,共有に属する株式の権利の行使の方法について,民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」(同法264条ただし書)を設けたものと解される。その上で,会社法106条ただし書は,その文言に照らすと,株式会社が当該同意をした場合には,共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。

2 共有に属する株式について,①取締役の選任,②代表取締役の選任並びに③本店の所在地を変更する旨の定款の変更及び本店の移転に関する議案についての議決権行使は,各共有者の持分の価格に従い,その過半数で決せられるものというべきである。
(理由)
　議決権の行使により,上記議案が可決されることにより直ちに本件準共有株式が処分され,又はその内容が変更されるなどの特段の事情は認められないから,本件準共有株式の管理に関する行為(民法252条本文)となる。

(10)広島高判松江支部平成24年11月14日 判例タイムズ1408号75頁
平成23年(ネ)第105号　国債償還請求控訴事件(控訴棄却,追加請求棄却,確定)
　控訴人が,社債,株式等の振替に関する法律等の適用を受ける利付国庫債券を,日本銀行から振決国債の振替を行うための口座(参加者口座)の開設を受けた株式会社A銀行(参加者)を通じて買い付け,A銀行に振決国債の振替を行うための振替口座を開設し,その後,その償還期限前に,A銀行に対し,他の口座管理機関への振替の申請をしたが,A銀行から控訴人に対する貸金があることを理由に拒否されたため,被控訴人(財務省)が日本銀行に対して本件国債の償

還手続を行ったとしてもそれは無効である旨主張して,本件国債の発行者である被控訴人に対し,控訴人が買い付けた国債の額面金額(1億円)の支払いを求めた。
　本判決は,本件国債は,上記法等の適用を受けるものであるから,振替の申請手続についても,控訴人は被控訴人に対して直接行うのではなく,A銀行に対して行うべきであること,控訴人が,A銀行との間で,上記法等,その他日本銀行が国債振替決済制度に定めた事項に従うこと,控訴人口座に記載又は記録されている振決国債の元利金を,A銀行が控訴人に代わって受領し,これを控訴人に配分することなどを含む契約を締結したことからすれば,控訴人が直接被控訴人に対し国債の償還を求める権利が発生するということはできないと説示して,控訴人の請求を棄却した原審の判断を維持した。

【知的財産】

(11)知財高判平成24年11月7日　判例タイムズ1408号139頁
平成24年(行ケ)第10222号　審決取消請求事件(認容,確定)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/738/082738_hanrei.pdf
　原告が,第25類の服,ガーター,靴下止め,ズボンつり等を指定商品とし,「北斎」との筆書風の漢字と葛飾北斎が用いた落款と同様の形状をした図形からなる商標に係る拒絶査定不服審判請求について,本願商標は商標法4条1項7号に該当するとして特許庁がなした請求不成立審決の取消しを求めた。
　本判決は,本願商標が商標登録された場合において,原告が本件指定商品について本願商標に基づき主張することができる禁止権の範囲は,「北斎」との筆書風の漢字と本件図形からなる構成に限定されると考えられること,そのため,本願商標の商標登録によって葛飾北斎の出身地等における公益的事業の遂行に生じ得る影響は限定的であること,本願商標の出願について,原告に不正の目的があるとはいえず,出願経緯等に社会通念に照らして著しく社会的相当性を欠くものがあるとも認められないことからすると,原告が葛飾北斎と何ら関係を有しない者であったとしても,原告が本件指定商品について本願商標を使用することが,社会公共の利益に反し,又は社会の一般的道徳観念に反するものとまでいうことはできないとして,本願商標は,商標法4条1項7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するものではないとし審決を取り消した。

(12)知財高判平成24年11月26日　判例タイムズ1408号172頁
平成24年(行ケ)第10105号,平成24年(行ケ)第10106号,平成24年(行ケ)第10107号,平成24年(行ケ)第10108号,平成24年(行ケ)第10109号,平成24年(行ケ)第10110号　審決取消請求事件(認容,確定)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/795/082795_hanrei.pdf
　義歯等に用いる人工歯(前歯)に関して,特許庁が公知意匠に類似することを理由に意匠登録出願拒絶査定の不服審判請求を成り立たないとしたために,原告がその取消しを求めた事案。
　審決は意匠及び引用意匠がいずれも天然歯の形態を模倣していることに起因する基本的構成態様に基づく共通点から生じる印象を重視する一方,相違点がいずれもわずかな立体形状に係るもので,共通点から生じる印象を覆すに至らないなどと判断したが,本判決は,人工歯の需要者が歯科医等の専門家であることに照らし,基本的構成態様の類否判断における位置づけは小さく,比較的小さな立体形状に係る部分についても相違点を認定して,その相違点に係る印象は,基本的構成態様を含む共通点から生じる印象に埋没するものではなく,本願意匠と引用意匠は類似していないと判断して,審決を取消した。

(13)知財高判平成25年1月10日　判例タイムズ1408号256頁
平成24年(行ケ)第10323号　審決取消請求事件(請求棄却,確定)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/899/082899_hanrei.pdf
　指定商品を第5類「スプレー式の薬剤」とする図形(右手にスプレーを持ち,首筋から背中にかけてスプレーを噴霧して,薬剤を使用している人物の様子を表した図形)からなる商標登録出願の拒絶査定不服審判請求が成り立たないとする審決について,原告がその取消しを求めた事案。
　本判決は,スプレー式の薬剤及び薬剤と需要者の共通性が高い化粧品や衛生用品等の分野において,その商品の用途や使用方法等を説明するために,商品の包装用箱等に,商品を身体の特定の部位に使用している人物を示す図を用いることは,広く一般的に行われていること,当該図形のようなものは,現に,薬用化粧品について類似のものが存在するなど,一般的に使用される標章であることに照らすと,本願商標は,「スプレー式の薬剤」について特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに,自他商品の識別力を欠き,商標としての機能を果たし得ないものであるといわざるを得ないとして,本願商標は商標法3条1項6号に該当するとして,原告の請求を棄却した。

(14)知財高判 平成27年3月11日 裁判所HP

平成26年(ネ)第10099号 特許出願願書補正手続等請求控訴事件(原審東京地方裁判所平成26年(ワ)第3672号)(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/949/084949_hanrei.pdf

本件出願の願書に発明者の一人として記載されている控訴人が,本件発明は控訴人の単独発明であると主張して,本件出願の出願人である被控訴人会社に対し,本件出願の願書に発明者の一人として記載されている被控訴人に対し,本件発明が控訴人の単独発明であることの確認並びに発明者名誉権侵害の不法行為に基づく慰謝料150万円の支払を求めた事案。

不法行為による損害賠償請求が認められるためには,侵害されたとする権利ないし利益が法律上保護されたものであることを要する(民法709条参照)。発明をした者が,その発明について特許を受け,その氏名を特許証に「発明者」として記載されることは,発明者の名誉といった人格的利益に関するものであって,法的に保護されるものである(発明者名誉権。特許法26条,工業所有権の保護に関するパリ条約4条の3参照)。しかし,このような発明者名誉権は飽くまでも特許制度を前提として認められる人格権であるから,発明(特許法2条1項参照)を完成することにより生じる人格的利益がすべて当然に法的に保護されることになるものではない。発明が新規性,進歩性の特許要件を充たさず,特許を受けることができないとする旨の拒絶査定が確定した場合には,当該発明の完成により発明者の人格的利益(名誉)が生じたとしても,一般的には,その社会的評価は法的保護に値する程高くはないことが多く,そうではないことなどの特段の事情がない限り,その侵害が不法行為になるとまではいえないと解するのが相当である,として,本件控訴は棄却された。

【民事手続】

(15)大阪高判平成26年5月30日 金法2013号141頁

平成18年(ネ)第152号 損害賠償請求控訴事件(訴訟終了)

X1社及びX2社は,Y社を相手に損害賠償請求訴訟を提起したが,請求棄却の判決がなされたところ,これに対し控訴した。控訴審の係属中に,Yにつき更生手続開始の申立てがされ,申立て棄却決定とともに保全管理命令が発令され,上記訴訟手続は中断したが,さらにYにつき破産手続開始決定がされ,上記訴訟手続は引き続き中断した。その後,上記訴訟手続は受継されることのないまま,Yについての破産手続廃止決定が確定したところ,受訴裁判所は,Y社は法人格が消滅したものと認め,中断していた訴訟手続は当然に終了したものとした。

(16)東京地判平成26年8月22日 判例時報2242号96頁

平成24年(ワ)16147号 損害賠償等請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

A法律事務所の代表弁護士Y1は所属弁護士Y2とともに株式会社Bを代理して破産申立てをし,Xが破産管財人となった。XはYらに対し受任者としての注意義務に反して取締役及び従業員に退職金等の否認対象行為である支払を行い2344万円余の回収ができなくなったとして共同不法行為に基づき同額の損害賠償請求を求め,Y1に対しBから受領した報酬1260万円のうち600万円は適正報酬額を超えているとして当該部分の支払行為を否認し同額の支払を請求した。

本判決は,破産申立前日になされた取締役及び従業員に対する支払のうち労働者でない者に対する支払全額,また,従業員であっても合理的理由のない支払については破産財団を毀損する行為であるとし,Yらの共同不法行為を認め,また本件の破産会社の債務整理事務固有の報酬としては760万円が相当でありそれを超える500万円については否認することができると判示した。

【刑事法】

(17)最一判平成26年3月6日 最高裁HP

平成23年(あ)第1517号 現住建造物等放火,殺人,殺人未遂被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/155/084155_hanrei.pdf

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(大阪個室ビデオ店放火殺人事件)

(事案)

被告人は,個室ビデオ店に客として入店し,深夜,自殺を図ろうとして,他の客が死亡するであろうことを認識しながら,キャリーバッグ内の衣類等に火を付け,その火を個室の側壁等に燃え移らせて同店舗を全焼させ,同店の客16名を急性一酸化炭素中毒等により死亡させるとともに,他の客7名は死亡させるに至らなかった行為により,現住建造物等放火,殺人,殺人未遂の罪で起訴された。

第1審判決は,被告人を死刑に処し,原判決もこれを維持した。

弁護人が上告した。

(判旨)
本件は,大阪市内の有数の繁華街にあった本件店舗を全焼させ,極めて多数の死傷者を出したもので,その結果の重大性は甚だしく,社会に与えた衝撃や不安も大きい。現在の自分を惨めに思い,衝動的に自殺しようと決意したという被告人の動機や経緯に酌量すべき事情は認められない。本件店舗は,通路が狭く,出入口が限られるなど,客が避難しにくい構造であったところ,被告人は,犯行前に店舗内を歩き回るなどした際に,そのような店舗の構造を認識するとともに,個室内でヘッドホンを使用したり,就寝したりしている客がいるであろうことも認識しながら,他の者の安全を顧みることなく放火行為に及んだのであって,その犯行は,人の生命を軽視した極めて危険で悪質なものである。被告人は,捜査段階の終盤からは,自ら放火したことを全面的に否認し続けており,真摯な反省の態度はうかがわれない。よって,多数の死者が出ることを確定的に認識していたわけではないこと,前科がないことなど,被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても,被告人の刑事責任は極めて重大であり,原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は,是認せざるを得ないから,上告を棄却する。

(18)最二判平成26年3月14日 最高裁HP

平成21年(あ)第2058号 殺人,殺人未遂,銃砲刀剣類所持等取締法違反,火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反,放火予備,現住建造物等放火未遂,盗品等有償譲受け,旅券法違反,有印私文書偽造,同行使被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/159/084159_hanrei.pdf

(要旨)
死刑の量刑が維持された事例(前橋スナックけん銃乱射殺人等事件)
(事案)
暴力団の組長である被告人は,配下の組員らと共謀の上,(1)対立する暴力団の組員による被告人が所属する暴力団組織の幹部の射殺事件への報復として,①対立する暴力団の元幹部宅に火炎びん等を用いて放火することを企て,実行犯の組員らが火炎びん等を準備し,一度目は放火の着手に至らず,二度目は着手したものの,放火は未遂に終わり,現場から逃げる際にけん銃を発射するなどした,②同暴力団の別の元幹部を殺害することを企て,実行犯の組員らが,同元幹部を公道上で待ち伏せ,同人の運転する車両に向けてけん銃を発射したが,同人に重傷を負わせたにとどまり,殺害の目的を遂げなかった,③再び同元幹部らを殺害することを企て,実行犯の組員2名が,けん銃等を所持して同元幹部らがいた営業中のスナックに赴き,スナック店外で同元幹部のボディーガード1名を至近距離から射殺した上,スナック店内で同元幹部らに向けて弾丸十数発を発射し,たまたま居合わせた暴力団とは何ら関係のない一般客3名を射殺し,同元幹部ほか1名にも重傷を負わせたが殺害の目的を遂げなかった,④これらの事件の準備のために組員らにけん銃や盗難自動車を譲り受けさせ,また,けん銃を試射させるなどした,⑤これらの事件の犯跡隠ぺいのために,実行犯を海外逃亡させるべく他人名義の旅券の交付を受けさせて,出国の際に行使させ,また,組織として保管していたけん銃を山林内に隠匿させるなどした,(2)(1)①の事件の一部に関与した組員1名が命令に従わなくなったことから,制裁及び口封じのために同組員を殺害することを企て,病院の集中治療室に入院中であった同組員のベッドの位置を探り出した上,実行犯2名が,けん銃等を所持し,他の患者や病院関係者も在室する集中治療室内のベッドで寝ていた同組員に近づき,至近距離から弾丸5発を発射して同組員を射殺したことで,殺人,殺人未遂,銃砲刀剣類所持等取締法違反,火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反,放火予備,現住建造物等放火未遂,盗品等有償譲受け,旅券法違反,有印私文書偽造,同行使罪で起訴された。
第1審判決は,被告人を死刑に処した。
原判断は第1審判決を維持した。
弁護人が上告した。
(判旨)
(1)③・(2)の各犯行は,対立する暴力団に対する報復や,自分に従わない組員に対する制裁等を目的として,組織的かつ計画的に行われ反社会的で甚だ悪質である。犯行態様も,一般人を巻き込む危険性も意に介さないけん銃による射殺等の事案であり,非常に冷酷で残虐な犯行である。一般人3名を含む5名もの生命が奪われるなどしており,結果は誠に重大である。遺族らの処罰感情も厳しく,地域社会に与えた衝撃も計り知れない。被告人は,各犯行の首謀者であり,暴力団の上命下服の関係を利用し,配下の組員らに具体的指示を与えて犯行に及ばせたものであって,実行犯らと同等以上の責任があるといえる。それにもかかわらず,被告人は,責任回避の言動に終始しており,真摯な反省の情をうかがうことはできない上,被告人には懲役前科5犯を含む前科が11犯あることなどを踏まえると,被告人の所属する暴力団組織の幹部が(1)③の事件の被害者遺族らと和解をして一定額が遺族らに支払われたことなど被告人のために酌むべき情状を十分考慮しても,被告人の刑事責任は極めて重大であり,被告人を死刑に処した第1審判決を維持した原判断は,当裁判所もこれを是認せざるを得ない。
よって,上告を棄却する。

(19)最三判平成26年4月15日 最高裁HP
平成25年(さ)第10号 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件(破棄自判)
判決文： http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/366/084366_hanrei.pdf
(要旨)
最高速度を誤認して速度違反に当たるとしてされた略式命令に対する非常上告
(事案)
被告人は,指定最高速度(30km毎時)を30km毎時超える60km毎時の速度で普通貨物自動車を運転して進行したことで,罰金6万円に処する旨の略式命令を発布され,同略式命令は確定した。
これに対し,検事総長が,非常上告を申し立てた。
(判旨)
本件違反場所は,最高速度について何らの指定もされておらず,道交法22条1項,同法施行令11条に規定する法定最高速度(60km毎時)が適用される道路であり,被告人が最高速度を超える速度で車両を運転して進行したとはいえないから,略式命令の認定事実は罪とならず,原略式命令は,法令に違反し,かつ,被告人のため不利益であることが明らかであるから,破棄し,被告人は無罪とする。

(20)最三判平成26年4月15日 最高裁HP
平成25年(さ)第5号 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件(破棄自判)
判決文： http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/365/084365_hanrei.pdf
(要旨)
反則行為に当たる速度違反を非反則行為と誤認してされた略式命令に対する非常上告
(事案)
立川簡易裁判所は,「被告人は,指定最高速度(30km毎時)を44km毎時超える74km毎時の速度で普通乗用自動車を運転して進行した。」旨の事実を認定した上,道路交通法22条1項,4条1項,118条1項1号,同法施行令1条の2,刑法18条,刑訴法348条を適用して,被告人を罰金8万円に処する旨の略式命令を発付し,同略式命令は,確定した。
検事総長が,非常上告を申し立てた。
(判旨)
本件違反場所は,最高速度について何らの指定もされておらず,道路交通法22条1項,同法施行令11条に規定する法定最高速度(60km毎時)が適用される道路であり,被告人の速度超過は正しくは14km毎時となり,同法125条1項により反則行為となると認められるから同法130条により,同法127条の通告をし,同法128条の納付期間が経過した後でなければ公訴を提起することができないのに,検察事務官が上記の反則行為に関する処理手続を経由しないまま公訴を提起したのであるから,立川簡易裁判所としては,刑訴法463条1項,338条4号により公訴棄却の判決をすべきであったにもかかわらず,公訴事実どおり前記事実につき有罪を認定して略式命令を発付したものであって,原略式命令は,法令に違反し,かつ,被告人のため不利益であることが明らかであるから,本件非常上告には理由があり,同法458条1号により原略式命令を破棄し,同法338条4号により本件公訴を棄却する。

(21)最二決平成27年2月23日 最高裁HP
平成26年(す)第765号 裁判の執行に関する異議申立事件(棄却)
判決文： http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/882/084882_hanrei.pdf
(要旨)
訴訟費用負担の裁判の執行について,刑訴法490条1項による徴収命令の出される前であっても,同法472条による検察官の執行指揮に基づく納付告知及び督促があったときは,同法502条の異議申立てをすることができる
(事案)
申立人は窃盗被告事件について,名古屋高等裁判所金沢支部がした第1審及び控訴審の各訴訟費用負担の裁判並びに当裁判所がした上告審の訴訟費用負担の裁判の執行に関し刑訴法502条による異議申立てをした。
(判旨)
訴訟費用負担の裁判について,検察官の訴訟指揮(刑訴法472条)に基づき,徴収担当事務官が,申立人に対し納付告知書と督促状を送付するが,これらは検察官の命により送付されたものであり,同法502条の「執行に関し検察官のした処分」であると解すべきであって,同法490条1項による徴収命令の出される前であっても,訴訟費用負担の裁判の執行に対する異議の申立てをすることができる。しかしながら,所論は,訴訟費用負担の裁判の執行に関し検察官のした処分の不当をいうものではないから,理由がなく,申立てを棄却する。

(22)最二決平成27年2月24日 最高裁HP
平成27年(す)第109号 訴訟終了宣言の決定に対する不服申立事件(棄却)
判決文： http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/885/084885_hanrei.pdf
(要旨)
　最高裁判所がした訴訟終了宣言の決定に対しては不服申立てをすることは許されない
(事案)
　申立人の上告取下げに伴い当裁判所がした訴訟終了宣言の決定に対して,申立人が,不服申立てをした。
(判旨)
　終審である最高裁判所がした訴訟終了宣言の決定に対しては不服申立てをすることが許されないから,本件申立ては不適法であり,申立てを棄却する。

(23)最三判平成27年3月10日 最高裁HP
平成25年(あ)第755号 営利誘拐幇助,逮捕監禁幇助,強盗殺人幇助,殺人被告事件(上告棄却)
判決文： http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/936/084936_hanrei.pdf
(要旨)
　区分審理制度は憲法37条1項に違反しない
(事案)
　被告人は,①Aに対する殺人被告事件,②Bに対する強盗殺人事件等被告事件,③Cに対する保険金殺人被告事件で起訴され,前記3件の裁判員裁判対象事件が併合決定され,公判前整理手続において裁判所により区分審理決定がなされた。①は無罪の部分判決,②は幇助の限度で有罪の部分判決,③は有罪とされ,②と③の全体の量刑として無期懲役が言い渡された。
　検察官,被告人の双方から控訴が申し立てられたが,原審はいずれも棄却した。
　弁護人が,区分審理制度は公平な裁判所の裁判を定めた憲法37条1項に違反するとして,上告した。
(判旨)
　区分審理制度においては,区分事件審判及び併合事件審判の全体として公平な裁判所による法と証拠に基づく適正な裁判が行われることが制度的に十分保障されており,区分審理制度は憲法37条1項に違反せず,このように解すべきことは当裁判所の判例(最高裁昭和22年(れ)第171号同23年5月5日大法廷判決・刑集2巻5号447頁,同平成22年(あ)第1196号同23年11月16日大法廷判決・刑集65巻8号1285頁)及びその趣旨に徴して明らかであるから,上告を棄却する。

(24)東京高判平成24年12月13日 判例タイムズ1408号274頁
平成24年(う)第1021号　詐欺被告事件(破棄自判,上告(後上告棄却))
判決文： http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/379/083379_hanrei.pdf
　第三者に無断譲渡する意図を秘して自己名義で携帯電話機の購入等を申し込む行為は,その行為自体が,交付される携帯電話機を自ら利用するように装うものとして,詐欺罪にいう欺罔行為に当たり,その際,当該販売店の店長が,被告人らに第三者に無断譲渡する意図があることを薄々感づいていながら,たとえそうであったとしても構わないとの意思で携帯電話機を販売交付したのではないかとの合理的疑いを払拭できず,同店長が被告人らに携帯電話機を販売交付したのは錯誤によるものであると認めるには合理的疑いが残るとしても,被告人らの行為が欺罔行為に当たると認定することに合理的疑いを差し挟む余地はないとして,被告人らに詐欺未遂罪の成立を肯定した。

(25)東京高判平成24年12月18日 判例タイムズ1408号284頁
平成24年(う)第1750号　覚せい剤取締法違反被告事件(破棄自判,確定)
　被告人が覚せい剤を自己の身体に注射して使用した事案につき,警察官に対し覚せい剤密売事件に関する情報提供をしていた被告人が,警察官らに提供する情報を得るために,Aに接触したところ,Aからけん銃を頭部に突き付けられて覚せい剤の使用を強要されたために,断れば殺されると思い,仕方なく覚せい剤を使用したと供述した点について,当該供述の信用性は排斥できず,被告の供述を前提にすると,被告人の覚せい剤使用行為は緊急避難に該当するとして,原審の有罪判決が破棄され,被告人に無罪が言い渡された。

(26)大阪高判平成25年9月25日 判例タイムズ1408号293頁
平成24年(う)第784号　犯人隠避被告事件(控訴棄却,確定)
判決文： http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/960/083960_hanrei.pdf
　部下である検察官がその職務に関して証拠隠滅罪を犯したこと(事件の証拠であるフロッピーディスクに記録された文書データを変造した証拠隠蔽行為)を覚知した地方検察庁の幹部検察官2人が,その犯行を知った他の部下検察

官らから上司への報告を求められたなどの事実関係の下において,共同して,上司や上級庁に対しては,犯人の証拠隠滅に関する嫌疑を抱かせないための工作を行うとともに,同検察庁の内部及び部下の検察官らに対しては,当該嫌疑に関する情報を管理し,捜査に向けた動きを封じる工作を行ったことは,全体として,刑法103条にいう犯人隠避罪に該当するとされた事案。

(27)大阪高判平成26年1月23日 判例タイムズ1408号97頁
平成25年(ネ)第1317号　損害賠償請求控訴事件(変更,上告受理申立)
　未決拘禁者として拘置所に収容されていたXが,収容中,時折摂食拒否等の状態を続けていたため,拘置所常勤医師が,Xに対し,鼻腔からカテーテルを胃の内部まで挿入し,強制的に栄養を補給する措置を講じたところ,Xは本件措置の実施が違法であり,これによりXは鼻血を出すなどの傷害を負った他,多大な精神的苦痛を被ったとして,Y(国)に対し,拘置所の被収容者に対する安全配慮義務違反による慰謝料300万円の支払いを求めた。
　本判決は,国の刑事収容施設の被収容者の診療行為に関して,安全配慮義務の存在を肯定したうえで,本件において担当医師が本件措置に際し,点滴処置や経腸栄養剤の自主的嚥下などの実施を試みた形跡がないこと,Xがこれまで11食不食にしていることや本件措置前の体重測定において,入所時から体重が5キログラム減少していたことのみを判断根拠に,Xの同意なく本件措置を実施したこと等のことから,本件措置の実施は違法であるとして,50万円の慰謝料を認めた。

【公法】

(28)最三小平成27年3月3日 最高裁HP
平成26年(行ヒ)第225号　営業停止処分取消請求事件(破棄自判,第1審に差戻し)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/903/084903_hanrei.pdf
　行政手続法12条1項により公にされている処分基準に先行の処分を受けたことを理由として後行の処分の量定を加重する旨の定めがある場合に,先行の処分の効果が期間の経過によりなくなった後における当該処分の取消しを求める訴えの利益の存否について,原審は,先行前歴の存在は後行処分における考慮要素に過ぎないとして,これを退けたが,最高裁は,「不利益処分に係る判断過程の公正と透明性を確保し,その相手方の権利利益の保護に資するために定められ公にされる」基準の趣旨に照らし,「特段の事情がない限り当該処分基準の定めにより所定の量定の加重がされる」以上は,訴えの利益は認められるとした。

(29)最一判平成27年3月5日 最高裁HP
平成25年(受)第1436号 損害賠償請求事件(破棄自判)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/912/084912_hanrei.pdf
(裁判要旨)
　公害紛争処理法26条1項に基づく調停において,調停委員会が第1回調停期日で調停を打ち切るなどした措置が,その裁量権の範囲を逸脱したものとはいえず,国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないとされた事例
(理由)
　本件調停に係る紛争は,平成3年から同7年までに処分された産業廃棄物及び平成11年頃以降に投棄された残土に係るもので,当該産業廃棄物等に対する被申請人らの関与の態様や程度は様々である上,被申請人らはいずれも,本件委員会からの事前の意見聴取に対し,調停に応じない旨の意思を明確にしていたものである。また,本件委員会が被申請人らに送付した期日通知書に「出席する意思がある場合は」等の一般的でない記載をしたのは,上記意思を明確にしていた被申請人らに対し,手続への参加を強制されたとの誤解を与えないようにとの配慮に基づくものというのである。そして,本件委員会は,上記紛争の性質や内容に加えて,本件調停の第1回調停期日に被申請人らがいずれも出席しなかったことをも踏まえ,上記紛争について当事者間に合意の成立の見込みがないと認めた結果,続行期日を定めたり,被申請人らに対し法32条に基づく出頭の要求をしたりすることなく,法36条1項に基づき本件調停を打ち切ったものである。このような事情の下においては,本件委員会が,被申請人らに対し前記記載のある期日通知書を送付し,第1回調停期日において本件調停を打ち切った措置は,その裁量権の範囲を逸脱したものとはいえず,国家賠償法1条1項の適用上違法であるということはできない。

(30)最三判平成27年3月10日 最高裁HP
平成26年(あ)第948号 所得税法違反被告事件 (上告棄却)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/934/084934_hanrei.pdf
(要旨)
1 競馬の当たり馬券の払戻金が所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たるとされた事例

2 競馬の外れ馬券の購入代金について雑所得である当たり馬券の払戻金から所得税法上の必要経費として控除することができるとされた事例
(事案)
被告人は,馬券を自動的に購入できるソフトを使用してインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を上げていた被告人が,その所得につき正当な理由なく確定申告書を期限までに提出しなかったとして所得税法違反により,起訴された。
原々審は,①被告人の馬券購入行為から生じた所得は雑所得に該当し,②外れ馬券購入費用等は所得税法上の必要経費に当たると判示した。
検察官が控訴したが,原審は控訴を棄却した。
検察官が上告した。
(判旨)
被告人が馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間・多数回・頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ,一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有する事実関係の下では,払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たるとした原判断は正当である。
外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金という費用が当たり馬券の払戻金という収入に対応するなどの事実関係の下では,外れ馬券の購入代金について当たり馬券の払戻金から所得税法上の必要経費として控除することができるとした原判断は正当である。
よって,上告を棄却する。

(31)最三判平成27年3月10日 最高裁HP
平成25年(行ツ)第230号　国籍確認請求事件(上告棄却)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/928/084928_hanrei.pdf
国籍法12条は,その立法目的には合理的な根拠があり,かつ,これによる国籍の区別は立法目的との関連では不合理ではなく,憲法14条に照らし合憲である。

【社会法】

(32)最一判平成27年2月26日 最高裁HP
平成26年(受)第1310号 懲戒処分無効確認等請求事件(破棄自判)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/883/084883_hanrei.pdf
(裁判要旨)
Yの男性管理職であるX1,X2がそれぞれ部下にあたる複数の女性従業員に対して性的な発言等のセクシュアル・ハラスメント等をしたことを懲戒事由としてYから出勤停止の懲戒処分を受けるとともに,これらを受けたことを理由に下位の等級に降格されたことから,Yに対し,上記各出勤停止処分の無効確認や上記各降格前の等級を有する地位にあることの確認等を求めている事案において,仮にXらが従業員Aから明白な拒否の姿勢を示されておらず,同人から許されていると誤信していたなどのような事情があったとしても,また,XらがYの具体的な方針を認識する機会がなく,事前にYから警告や注意等を受けていなかったとしても,懲戒処分が懲戒権を濫用したものとして無効であるとはいえないとされた事例
(理由)
職場におけるセクハラ行為については,被害者が内心でこれに著しい不快感や嫌悪感等を抱きながらも,職場の人間関係の悪化等を懸念して,加害者に対する抗議や抵抗ないし会社に対する被害の申告を差し控えたりちゅうちょしたりすることが少なくないと考えられることや,本件各行為の内容等に照らせば,仮にXらが従業員Aから明白な拒否の姿勢を示されておらず,同人から許されていると誤信していたなどのような事情があったとしても,そのことをもってXらに有利にしんしゃくすることは相当ではない。
また,Yの管理職であるXらにおいて,セクハラの防止やこれに対する懲戒等に関するYの方針や取組を当然に認識すべきであったといえることに加え,従業員AらがYに対して被害の申告に及ぶまで1年余にわたりXらが本件各行為を継続していたことや,本件各行為の多くが第三者のいない状況で行われており,従業員Aらから被害の申告を受ける前の時点において,YがXらのセクハラ行為及びこれによる従業員Aらの被害の事実を具体的に認識して警告や注意等を行い得る機会があったとはうかがわれない。

(33)最大判平成27年3月4日 最高裁HP
平成24年(受)第1478号 損害賠償請求事件(棄却)
判決文： http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/909/084909_hanrei.pdf
1 不法行為により死亡した被害者の相続人が支給を受けるなどした労災保険法に基づく遺族補償年金は,逸失利益等の消極損害の元本との間で,損益相殺的な調整をすべきである
(理由)
労災保険法に基づく保険給付は,その制度の趣旨目的に従い,特定の損害について必要額をてん補するために支給されるものであり,遺族補償年金は,労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失をてん補することを目的とするものであって(労災保険法1条,16条の2から16条の4まで),そのてん補の対象とする損害は,被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と同性質であり,かつ,相互補完性があるものと解される。他方,損害の元本に対する遅延損害金に係る債権は,飽くまでも債務者の履行遅滞を理由とする損害賠償債権であるから,遅延損害金を債務者に支払わせることとしている目的は,遺族補償年金の目的とは明らかに異なるものであって,遺族補償年金によるてん補の対象となる損害が,遅延損害金と同性質であるということも,相互補完性があるということもできない。

2 不法行為により死亡した被害者の相続人が労災保険法に基づく遺族補償年金の支給を受けるなどしたときは,特段の事情のない限り,そのてん補の対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものとして損益相殺的な調整をすべきである
(理由)
遺族補償年金は,労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失のてん補を目的とする保険給付であり,その目的に従い,法令に基づき,定められた額が定められた時期に定期的に支給されるものとされているが(労災保険法9条3項,16条の3第1項参照),これは,遺族の被扶養利益の喪失が現実化する都度ないし現実化するのに対応して,その支給を行うことを制度上予定しているものと解されるのであって,制度の趣旨に沿った支給がされる限り,その支給分については当該遺族に被扶養利益の喪失が生じなかったとみることが相当である。そして,上記の支給に係る損害が被害者の逸失利益等の消極損害と同性質であり,かつ,相互補完性を有することは,上記のとおりである。
上述した損害の算定の在り方と上記のような遺族補償年金の給付の意義等に照らせば,不法行為により死亡した被害者の相続人が遺族補償年金の支給を受け,又は支給を受けることが確定することにより,上記相続人が喪失した被扶養利益が填補されたこととなる場合には,その限度で,被害者の逸失利益等の消極損害は現実にはないものと評価できる。

(34)京都地判平成26年3月24日 判例時報2244号102頁
平成25年(ワ)第995号 地位確認等請求事件(棄却(控訴〈控訴・追加請求棄却[上告・上告受理申立て]〉))
本件は,私立大学大学院の教授が原告として,就業規則上の定年延長の規定が適用されず,定年退職の扱いとなったことについて,当該大学院を設置する学校法人を被告として,解雇権濫用法理の類推適用によって無効であると主張して,労働契約上の地位にあることの確認並びに未払賃金及び遅延損害金の支払を求めるとともに,被告は,本件退職扱いによって,原告の名誉ないし信用を傷付けたと主張して,不法行為に基づく慰謝料等合計550万円及び遅延損害金の支払いを求めた事案である。
本判決は,原告が主張する①被告に雇用されるに当たり,定年が70歳であるとの条件提示がされ,あるいは70歳まで定年延長されると説得されたということ,②原告が平成24年度においては,明確な更新手続を経ることもなく当然に定年延長となったということ及び③原告が教授を務めていたビジネス研究科において定年延長が事実たる慣習ないし労使慣行となっているということは,いずれも事実とは認められないとして,本件退職扱いに解雇権濫用法理は類推適用されないとし,また,不法行為法上違法であるかどうかについては,被告の主張する定年延長が必要と認められるか否かの判断基準ないし判断要素について,研究面,教育面,ビジネス研究科運営面での貢献を考慮して判断するという主張が相当であり,その上で,教育面及びビジネス研究科運営面における被告の原告に対する否定的評価が不当とは言えず,手続面においても違法性はないから,被告が原告の定年延長を認めなかったことには合理的な理由があるとして,本件退職扱いが不法行為法上違法であるということはできないとして,原告の請求を棄却したものである。

(35)東京地判平成27年2月18日 裁判所HP
平成25年(ワ)第21383号 不正競争行為差止等請求事件 不正競争 民事訴訟(認容)
判決文： http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/904/084904_hanrei.pdf
被告が,第三者による製品の販売につき,被告が運営するパテントプールに属する特許権に基づき,同特許権を保有する者が差止請求権を有する旨を告知することが,不競法違反(虚偽の事実の告知)に当たるかが争点になり,不競法2条1項14号の不正競争に該当すると判断された事案。

FRAND(fair,reasonable,and non-discriminatory)宣言をしている特許権者による差止請求権の行使については,相手方において,特許権者が本件FRAND宣言をしたことに加えて,相手方がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者であることの主張立証に成功した場合には,権利の濫用(民法1条3項)に当たり許されないと解される(知財高裁平成26年5月16日決定・判時2224号89頁[乙21大合議決定])。

これを本件についてみると,被告プール特許権者は,被告パテントプールに属する本件特許権につきFRAND宣言をしているのであるから,FRAND条件によるライセンスを受ける意思のある者に対して差止請求権を行使することは権利の濫用として許されない。また,本件告知の時点では,原告はFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有していたと認められるから,被告提示実施料がFRAND条件に違反するものであったか否かにかかわらず,被告プール特許権者が原告やその顧客である小売店に対し差止請求権を行使することは,権利の濫用として許されない状況にあったと認められる。

そして,上記のように,差止請求権の行使が権利の濫用として許されない場合に,差止請求権があるかのように告知することは,「虚偽の事実」を告知したものというべきである。このように解することは,平成16年法律第120号により特許法104条の3が追加される前は,無効事由を有する特許権の行使は権利の濫用とされていたところ(最高裁平成12年4月11日第三小法廷判決・民集54巻4号1368頁[キルビー事件]),そのような特許権に基づく特許権侵害警告は「虚偽の事実」の告知と解されていたこと(東京地裁平成16年3月31日判決・判時1860号119頁等参照)とも整合する。

被告は,形式的に不正競争に該当するとしても,本件告知は正当な権利行使に該当し,違法性が阻却されると主張する。思うに,特許権等の行使と認められる行為に不競法を適用しないとする同法旧6条を削除した平成5年法律第47号による改正の前後を問わず,特許権の正当な行使と認められる行為については,不正競争は成立せず,他方,特許権の濫用と認められる行為については,不正競争の成立を妨げないものと解される。そして,無効事由のある特許権の行使や,FRAND宣言に違反するような特許権の行使は,権利行使の場面においては権利の濫用と認められるのであるから,不正競争の成否の場面においても,同様の基準の下で権利の濫用と認め,不正競争の成立を妨げないものと解するのが相当であり,告知に至る経緯において権利者を保護すべき事情については,差止めの必要性や故意過失の判断に際して考慮すれば足りるというべきである。

以上によれば,本件告知は,FRAND宣言をした被告プール特許権者が,FRAND条件によるライセンスを受ける意思のある原告に差止請求権を行使することが権利の濫用として許されず,原告から原告製品を購入した小売店に差止請求権を行使することも権利の濫用として許されないにもかかわらず,これを行使できるかのように記載した点において虚偽の事実を告知するものであり,不競法2条1項14号の不正競争に該当する。

(36)大阪地判 平成27年2月19日 裁判所HP

平成25年(ネ)第10095号　不正競争損害賠償請求控訴事件(一部認容)

判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/877/084877_hanrei.pdf

本件製品を製造しているエバーライト社(台湾の会社)は,自社のウェブサイトにおいて,上記本件製品を含む自社製品を紹介しており,原告は,自社のウェブサイトにおいて,取扱メーカーのひとつとして,エバーライト社を紹介し,同社のウェブサイトへのリンクを貼っている。被告は,原告による本件製品の輸入,譲渡及び譲渡の申出があり,これが被告の有する特許権の侵害に当たるとして,侵害行為の差止め及び損害賠償を求めた先行訴訟を提起するとともに,被告のウェブサイト上にその旨のプレスリリースを掲載した。原告は,被告による本件プレスリリースの掲載が不正競争防止法2条1項14号所定の不正競争行為に該当し,先行訴訟の提起等が不法行為を構成するとして,同法4条及び民法709条に基づき,損害の合計額である500万円の支払を求めた事案。

原告の営業に多大な影響を及ぼすおそれのある本件プレスリリースをウェブサイト上に掲載するに当たり,原告の権利,利益を侵害することがないように尽くすべき注意義務を怠った過失があったものと認められるので,被告は,本件プレスリリースの掲載により原告に生じた損害を賠償する義務を負う。

しかし,特許権者が,競業者等を相手方として,その行為が特許権を侵害するとして,特許権侵害訴訟を提起することは,特許権や裁判を受ける権利(憲法32条)の行使であり,先行訴訟の提起が,相手方に対する違法な行為といえるためには,「当該訴訟において,提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的,法律的根拠を欠くものであるうえ,提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど,訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である」(最高裁第三小法廷昭和63年1月26日判決・民集42巻1号1頁参照)。原告が本件製品の輸入,譲渡又は譲渡の申出をしたと判断して,その旨の主張をして先行訴訟を提起したことについても,本件プレスリリースの掲載の適否という観点からではなく,先行訴訟の提起が権利行使の範囲内か否かという観点からみれば,相応の根拠をもってされたものということができ,事実的,法律的根拠を欠くものと認めるには足りない,として,原告が被告による本件プレスリリースの掲載により被った損害額110万円が認容された。

【その他】

(37)大阪高判平成26年8月28日　判例時報2243号35頁

平成25年(ネ)第3473号　損害賠償請求控訴事件(変更(上告・上告受理申立て))

　被告である税理士が代表社員を務める税理士法人に対し京都弁護士会が弁護士法23条の2に基づく照会をし,同税理士法人が原告の平成15年から平成21年の期間の確定申告書及び総勘定元帳の各写しをCD-Rの形式で提供して回答したことにつき,原告が,プライバシー権を侵害する不法行為だと主張し,被告の税理士に対し慰謝料請求をした事案において,控訴審裁判所は,(1)23条照会制度の趣旨に照らせば,法律上原則として報告する公的義務を負うが,どのような場合でも報告義務を負うと解するのは相当ではなく,正当な理由がある場合には報告を拒絶できると解すべき,(2)税理士法38条に基づく守秘義務は税理士業務の根幹に関わる極めて重要な義務であるから,23条照会によって納税者のプライバシーに関する事項の報告を求められた場合,正当な理由があるときは報告を拒絶すべきであり,にもかかわらず報告に応じたときは守秘義務違反であり当該納税義務者に対して不法行為責任を負う,(3)確定申告書等については,開示されることによる不利益が23条照会に応じないことによる不利益を上回ることが明らかであり,過失があったというべき,などと判示し,被告の不法行為責任を認め,原告の請求を棄却した原判決を変更し,慰謝料30万円,弁護士費用5万円の範囲で原告の請求を認めた。

【紹介済判例】

知財高判平成24年10月17日　判例タイムズ1408号108頁
平成24年(行ケ)第10056号　審決取消請求事件(認容,確定)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/689/082689_hanrei.pdf
→法務速報139号11番で紹介済

知財高判平成24年11月15日　判例タイムズ1408号159頁
平成23年(行ケ)第10326号　審決取消請求事件(認容,確定)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/728/082728_hanrei.pdf
→法務速報148号9番で紹介済

東京地判平成24年12月21日　判例タイムズ1408号367頁
平成23年(ワ)第32584号　損害賠償等請求事件(一部認容,確定)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/893/082893_hanrei.pdf
→法務速報141号16番で紹介済

知財高判平成24年12月25日　判例タイムズ1408号229頁
平成23年(行コ)第10004号　手続却下処分取消請求控訴事件(請求棄却,確定)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/854/082854_hanrei.pdf
→法務速報141号15番で紹介済

知財高判平成25年1月24日　判例タイムズ1408号263頁
平成24年(行ケ)第10285号　審決取消請求事件(認容,確定)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/917/082917_hanrei.pdf
→法務速報145号11番で紹介済

大阪高判平成26年1月16日　判例タイムズ1408号64頁
平成25年(ネ)第1750号　損害賠償請求控訴事件(変更,上告受理申立)
→法務速報165号18番で紹介済

最三決平成26年3月25日　最高裁HP
平成26年(し)第136号 保釈許可の裁判に対する抗告の決定に対する特別抗告事件(原決定取消,抗告棄却)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/157/084157_hanrei.pdf
→法務速報160号19番で紹介済

最二判平成26年3月28日　判例時報2244号121頁

平成25年(あ)第3号 詐欺被告事件(破棄自判)
→法務速報156号14番で紹介済

最二決平成26年3月28日 判例時報2244号126頁
平成25年(あ)第725号 詐欺被告事件(上告棄却)
→法務速報156号15番で紹介済

横浜地判平成26年7月11日 判例タイムズ1408号386頁
平成24年(ワ)第839号　不当利得返還請求事件(請求棄却,控訴)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/406/084406_hanrei.pdf
→法務速報165号8番で紹介済

最二判平成26年7月14日 判例時報2242号51頁
平成24年(行ヒ)第33号 文書不開示決定処分取消等請求事件(上告棄却)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=84334
→法務速報159号23番で紹介済

最一判平成26年7月24日 判例タイムズ1408号57頁
平成24年(受)第2832号不当利得返還請求事件(破棄差戻)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/347/084347_hanrei.pdf
→法務速報160号1番で紹介済

最三判平成26年7月29日 判例タイムズ1408号57頁
平成25年(受)第78号　不当利得返還請求事件(破棄差戻)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/341/084341_hanrei.pdf
→法務速報160号2番で紹介済

最二判平成26年9月5日 判例タイムズ1408号62頁
平成25年(受)第2024号　放送受信料請求事件(上告棄却)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/446/084446_hanrei.pdf
→法務速報161号1番で紹介済

最一決平成26年9月25日 判例時報2243号11頁
平成26年(行フ)第2号 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)
→法務速報162号19番で紹介済

最一判平成26年9月25日 判例時報2244号3頁
平成25年(行ヒ)第35号 固定資産税等賦課取消請求事件(破棄自判)
→法務速報162号20番で紹介済

最一決平成26年9月25日 判例タイムズ1408号27頁
平成26年(行フ)第2号　移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/502/084502_hanrei.pdf
→法務速報162号19番で紹介済

最一判平成26年10月9日 判例タイムズ1408号32頁
①平成26年(受)第771号　損害賠償請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)
→法務速報162号22番で紹介済
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/084546_hanrei.pdf
②平成23年(受)第2455号損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)
→法務速報162号21番で紹介済
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/545/084545_hanrei.pdf

最一判平成26年10月23日 判例タイムズ1408号52頁
平成25年(受)第492号　損害賠償請求事件(破棄差戻)
判決文：　http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/578/084578_hanrei.pdf
→法務速報163号25番で紹介済

2.平成27年(2015年)3月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類　　提出回次　　番号
法律名及び概要

なし

3.2月の主な発刊書籍一覧　(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)
書籍名
★は後記に解説あり

第一東京弁護士会 司法制度調査委員会 編　新日本法規　286頁　3,240円★
要綱から読み解く債権法改正

富松茂大 著　立花書房　672頁　3,024円
自動車事故の過失認定

堀田一吉/山野嘉朗 編著　慶應義塾大学出版会　248頁　3,240円
高齢者の交通事故と補償問題

相続事件研究会 編　民事法研究会　318頁　3,240円
事例に学ぶ相続事件入門　事件対応の思考と実務

大阪地裁民事事実認定研究会 代表小野憲一 編集　新日本法規　460頁　5,400円
判例からみた書証の証拠力

4.3月の主な発刊書籍一覧　(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)
書籍名
★は後記に解説あり

丸山泰弘 著　日本評論社　220頁　4,860円
刑事司法における薬物依存治療プログラムの意義　「回復」をめぐる権利と義務

新井誠 編集代表　有斐閣　468頁　4,104円
信託法実務判例研究

大橋真由美 著　日本評論社　272頁　4,536円
行政による紛争処理の新動向　行政不服審査・ADR・苦情処理等の展開

坂本三郎 編著　商事法務　320頁　4,212円
別冊商事法務No.393立案担当者による平成26年改正会社法の解説

岩田合同法律事務所 編/田子真也 編著　日本加除出版　456頁　4,320円
Q&A 社外取締役・社外監査役ハンドブック

上田純子/菅原貴与志/松嶋隆弘 編著　三協法規出版　277頁　4,320円
改正会社法 解説と実務への影響

石山卓磨/高岸直樹 著　中央経済社　263頁　3,456円★
役員報酬の法務・税務　会社法上の主要判例を徹底検討

5.発刊書籍<解説>

「要綱から読み解く債権法改正」
　民法改正に関する要綱の各項目についてQ&A形式で解説されている。実務への影響についても論じられている。

「役員報酬の法務・税務　会社法上の主要判例を徹底検討」
　役員報酬の法務として,報酬の支給決定,ストック・オプション制度,賞与,兼任取締役の報酬,退職慰労金等が解説されている。役員給与の税務として,法人税法における役員給与の意義,定期同額給与,事前確定届出給与,利益連動給与,過大役員給与等,役員退職慰労金等について解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団　掲載記事の無断転載を禁じます。